

沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年7月29日沖縄県条例第42号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本的な事項を定めるとともに、当該施策の策定に犯罪被害者等その他関係者の意見を反映するための措置を講ずることにより、犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置

かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、当該民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うに当たって必要な知識及び技能の向上を図るよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること。
- (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。

- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること。

(犯罪被害者等支援計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 前条に規定する基本方針を踏まえて県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めようとするときは、広く県民の意見を求め、及び沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した施策の実施状況その他犯罪被害者等支援に関する事項を公表するものとする。

(沖縄県犯罪被害者等支援審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部改正)

2 ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

「第8章 犯罪被害者等に対する支援（第25条—第28条）	
目次中 第9章 アルコール関連犯罪の防止（第29条—第33条）	を
第10章 雑則（第34条）	「第8章 アル
	第9章 雑則

アルコール関連犯罪の防止（第25条—第29条）
に改める。
(第30条) 」

第1条中「、犯罪の被害者等の支援」を削る。

第8章を削る。

第9章中第29条を第25条とし、第30条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

第33条中「第31条」を「第27条」に改め、第9章中同条を第29条とし、同章を第8章とする。

第34条中「、第28条及び第31条」を「及び第27条」に改め、第10章中同条を第30条とし、同章を第9章とする。